

## 「裁判員制度」09年5月までにスタート

### 理想の裁判実現に期待

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が2004年5月に公布され、09年5月までの間にスタートする。この制度の目的は何か、裁判員はどうやって選ばれるのか、選ばれた場合にどう臨むべきなのか。最高裁、法務省、日弁連は国民の理解を得るために活動しているが、法科大学院の山本和昭教授に解説していただいた。

### 被告人の有・無罪や刑の内容 国民の目線で判断 裁判官と対等の一票持つ

山本和昭・法科大学院教授

1972年若手検事としてハンブルク地方裁判所検事局で在外研究をしていたとき、法服を着た3人の職業裁判官と私服のままの6人の市民で構成する「陪審裁判所」(実質は参審であるが、沿革的な理由から裁判所構成法上、Schwurgerichtと呼ぶ)の審理を何回か傍聴したことがある。裁判官の両脇に連なる商店主・会社員や主婦など一般市民(陪審員)が自ら司法の運営に携わるのだという気概を持って、熱心に故殺事件などの証人尋問に関わっていた姿が印象に残っている。



いよいよわが国においても、遅くとも2009年5月までに、一般国民から選ばれた裁判員が職業裁判官とともに、一定の重大犯罪に関する裁判を行う、いわゆる裁判員制度が実施されることになった。ドイツでは、その後、刑事裁判部の構成が裁判官3人に対し一般市民2人と改正されたが、わが新制度における裁判体の構成がかつてのドイツと同じであり、教壇で刑事訴訟法を教える立場になった者として、いささか運命的なものを感じる。

さて、裁判員制度の対象となるのは、①殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火、身代金目的誘拐など、法定刑に死刑・無期懲役が規定されている罪に係る事件と②傷害致死、危険運転致死など、短期1年以上の懲役・禁固を定めた事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者、つまり満20歳以上の日本国民の中から選ばれる。ただし、国会議員、行政機関の幹部職員、法曹関係者などは裁判員の職務につくことはできない。

また、学校教育法に定める学生または生徒は、裁判員を辞退することができる。国民がすべからず参加することが望ましいといえるが、他方、個々の国民の負担をできるだけ軽減する必要があることから、教育を受けるために常時通学していることも辞退事由の一つに定められた。辞退の申し立ての手續や疎明方法は、今後政令または規則によって定められることになろう。

裁判長による第1回公判期日の指定があると、裁判所(3人の裁判官の合議体)は、候補者名簿の中から「くじ」で選定された裁判員候補者を呼び出し、検察官・弁護人(場合によっては被告人も)出席の上、候補者に対し質問するなど、裁判長指揮の下に裁判員選任手続を行う。就職禁止事由や辞退事由のある者については不選任の決定がなされる。また、両当事者は、それぞれ候補者のうち4人まで理由を示さずに不選任を請求できる。最後に、不選任の決定がなされなかった候補者の中から規則の定める無作為の方法で裁判員が選任される。

選任された裁判員は、前述の刑事事件の審理に関与し、被告人が有罪か無罪かを判断する(事実の認定)とともに、有罪の場合には法の定める範囲内で刑罰の種類・程度を決める(刑の量定)。職務遂行に当たっては、裁判官と対等の一票を有する。起訴された被告人がはたして犯人かどうか、その犯人が有罪のときにどの程度の刑が適当か、いずれも国民の目線で判断され、国民常識にかなったものとなることが期待される。

わが刑法は、主観的要素を重視する体系をとっている。例えば、同じく刃物で人に切りかかりけがをさせた

場合でも、殺意が認められれば殺人未遂となるが(死刑にもなり得る)、殺意がなく単に暴行ないし傷害の故意での犯行であれば傷害罪にとどまる(最高懲役15年)。

このような主観的要素を、法廷に提出されたさまざまな証拠からの確に認定してゆくのは、はじめて審理に関与する一般国民にとって、かなり骨の折れる作業になると思われる。職業裁判官による議論の整理や裁判員に対する説明が不可欠であるが、同時に、裁判員の職務の独立性・判断の公正が損なわれることのないようにしなければならない。

職業裁判官と裁判員がそれぞれの持ち味を生かし、調和の取れた協働によって、国民の国民による国民のための刑事裁判という、高い理想を実現したいものである。

山本和昭(やまもと・かずあき)

最高検察庁検事、同公判部長、司法試験考査委員などを務め、2004年から法科大学院教授。  
主な担当は刑事訴訟法I・II。東京法務局所属公証人(銀座公証役場)

---

## 検察庁からのお知らせ

### 《裁判員制度が始まります》

■2009年5月までに始まる裁判員制度は、国民が裁判員として、裁判官と一緒に刑事裁判に参加するものです。

■裁判員が参加する裁判は、殺人や強盗致死などの重大事件に関するものです。これらの事件について、裁判官と一緒に裁判を行い、被告人の有罪・無罪や、有罪ならばどんな刑にするべきかを決定します。

■裁判員は20歳以上の全国民の中から、抽選によって選ばれます。

■国民に広く参加してもらおうという制度ですので、特別な場合を除き、辞退することはできないことになっています。

検察庁では、ご希望があれば学生の皆様にこの制度の説明会を行います。また、専修大学庶務課に裁判員制度についてのパンフレットと広報用DVDを用意していますので、ご利用ください。

◎お問い合わせ先

1・東京地方検察庁広報担当 電話03(3592)5611【内線】3409

2・最寄りの地方検察庁の裁判制度広報担当

## サークルS・I・A報告会 — 内線のツメ跡 カンボジア

### 600万個埋まる地雷原 後遺症に苦しむ人々 今も貧困にあえぐ…

「私達の手でできる国際協力を」をモットーにする非公認サークルS・I・A(Senshu International Association=板倉沙織代表・経済3)の有志が、春休みにカンボジアを訪問。地雷原の視察など観光ツアーでは得られない貴重な体験をした。その模様を4月14日、生田キャンパスで新入生ら約60人を前に発表。ツアー参加者は「内戦の後遺症、貧困、エイズ…とカンボジアの現実は厳しい。できるだけ多くの人にこの体験を伝えていきたい」と話した。



カンボジアを訪問したのは、塚本篤史さん(経済3)、里吉謙一さん、波田野真衣さん、大畑旭世さん、星野智也さん、佐々木康太さん、八木祐樹さん(以上経済2)、滝佳之さん(ネット情報2)の8人。日本のNGO団体「CMC」(カンボジア地雷撤去キャンペーン)のスタディーツアー(2月12日～21日)に同行した。

カンボジアはメコン川によってもたらされた豊かな大地、アンコール遺跡に代表される高い芸術・技術を誇っていたが20年に及ぶ悲惨な内戦で、地雷がばらまかれ農業は衰退、国土は疲弊した。

ツアーの最大の目的は、地雷原(パイリン特別市タノル・カエイ)の視察だ。英国のNGOが実施する地雷撤去作業に同行。専用プロテクターとヘルメットを着け、地雷原を実際に歩き、撤去の様子を見た。金属探知機で探したあとは手作業。地雷が地上に顔を出すまでゆっくり土を取っていく根気のいる作業で危険とは隣り合わせだ。この日は4個撤去した。

同国には約600万個の地雷が埋められているといわれるが、撤去作業は進まず、今でも農民や子供など犠牲者は後を絶たない。この村の505世帯のうち3世帯が地雷原で生活している。「子供たちは地雷原のすぐそばで飛び回り遊んでいる。早く安心して生活できるようにと願うばかりです」と波田野さん。

国際赤十字委員会(ICRC)が運営する、地雷によって手足を失った人々のための義肢センター(バットンパン)やエイズ患者収容の病院も訪ね、病や後遺症に苦しむ多くの人々を目の当たりにした。

プノンベン郊外のステミエンチャイのゴミ山を訪ねた時のショックも大きかった。ここには都市部から出たゴミが分別されず運ばれてくる。日中30度を超える暑さで、すさまじい異臭、大量のハエが飛び交う中、プラスチック、鉄屑、アルミ缶、スチール缶など金になるものを探す人々が大勢集まっている。

収入は一日に日本円にして100円ほど。このゴミ山は来年からなくなる。「環境、衛生上は喜ばしいことですが、彼らは仕事を失ってしまう。複雑な気持ちになりました」(波田野さん)。

「衝撃の10日間でした」とツアー参加者は口をそろえる。苦悩する人々の姿に接した中で小学校訪問やホームステイもした。そこで、明るくひとなつっこい子供たちの純真な笑顔に触れ、救われた思いがしたという。

室井義雄経済学部長も参加した発表会は、椅子が足りなくなるほどの盛況で、終了後も質問をする学生の姿が目立った。S・I・Aはスタート2年目の本学唯一の国際協力サークルだ。定期的に顧問の飯沼健子経済学部助教授と共に輪読や討論など勉強会を開いている。板倉代表は「今後も会員たちの体験を伝えていきたい。小さな積み重ねを大事にしたい」と草の根の国際協力を目指している。



▲地雷撤去に同行



▲子供達に囲まれての参加メンバー



▲盛況だった報告会

